

議案第 33 号

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 18 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援について、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。
- (2) 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育について、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。
- (3) 家庭的保育事業者等が確保すべき連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を確保しないことができる経過措置の期間について、10年から15年に延長する。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「<u>保育内容支援</u>」という。)を実施すること。 (2) 略	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が、代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が、家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が、家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育を提供する場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6 略

7 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこ

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

4 略

5 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこ

とができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	とができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	---

(日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。))及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。))及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が

認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2)・(3) 略

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が、保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことと

認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)・(3) 略

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととする

することができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が、代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が、特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が、特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育を提供する場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

ことができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 1 0 号）について

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 1 0 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第10号）

日進市一般会計補正予算書

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度日進市の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 391,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,883,566 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 18 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		6,510,228	152,080	6,662,308
	4. 国庫交付金	2,122,383	152,080	2,274,463
19. 繰入金		1,167,412	41,720	1,209,132
	2. 基金繰入金	1,084,625	41,720	1,126,345
22. 市債		2,414,000	198,000	2,612,000
	1. 市債	2,414,000	198,000	2,612,000
歳 入 合 計		36,491,766	391,800	36,883,566

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 教育費		5,194,965	391,800	5,586,765
	2. 小学校費	1,881,048	56,600	1,937,648
	3. 中学校費	408,509	335,200	743,709
歳 出 合 計		36,491,766	391,800	36,883,566

第2表 繰越明許費補正

追 加

単位：千円

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業	6,600
10. 教育費	2. 小学校費	小学校整備推進事業	50,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校整備推進事業	335,200
合 計			391,800

第3表 地方債補正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校体育館空調設置事業	25,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
中学校体育館空調設置事業	173,000			
計	198,000			

令和6年度（第10号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,309,028		16,309,028
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	130,000		130,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	74,000		74,000
6. 法人事業税交付金	200,000		200,000
7. 地方消費税交付金	2,000,000		2,000,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	611,820		611,820
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	235,351		235,351
14. 使用料及び手数料	329,826		329,826
15. 国庫支出金	6,510,228	152,080	6,662,308
16. 県支出金	2,800,701		2,800,701
17. 財産収入	23,241		23,241
18. 寄附金	616,841		616,841

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	1, 167, 412	41, 720	1, 209, 132
20. 繰越金	1, 548, 044		1, 548, 044
21. 諸収入	1, 201, 874		1, 201, 874
22. 市債	2, 414, 000	198, 000	2, 612, 000
歳 入 合 計	36, 491, 766	391, 800	36, 883, 566

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	259,113		259,113
2. 総務費	5,128,909		5,128,909
3. 民生費	15,479,336		15,479,336
4. 衛生費	2,838,624		2,838,624
5. 労働費	4,212		4,212
6. 農林水産業費	137,976		137,976
7. 商工費	499,452		499,452
8. 土木費	4,731,055		4,731,055
9. 消防費	1,171,861		1,171,861
10. 教育費	5,194,965	391,800	5,586,765
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	983,084		983,084
13. 諸支出金	13,173		13,173
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	36,491,766	391,800	36,883,566

単位：千円

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
152,080	198,000	36,252	5,468
152,080	198,000	36,252	5,468

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
4. 教育費国庫交付金	19,051	152,080	171,131
計	2,122,383	152,080	2,274,463

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

2. 公共施設整備基金繰入金	370,000	5,468	375,468
5. ふるさと応援基金繰入金	78,566	36,252	114,818
計	1,084,625	41,720	1,126,345

2 2 款 市債

1 項 市債

3. 教育債	867,000	198,000	1,065,000
計	2,414,000	198,000	2,612,000

1 5 款 国庫支出金
1 9 款 繰入金
2 2 款 市債

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 小学校費交付金	20,709	学校施設環境改善交付金 20,709
3. 中学校費交付金	131,371	学校施設環境改善交付金 131,371

1. 公共施設整備基金繰入金	5,468	公共施設整備基金繰入金 5,468
1. ふるさと応援基金繰入金	36,252	ふるさと応援基金繰入金 36,252

1. 小学校債	25,000	小学校体育館空調設置事業 25,000
2. 中学校債	173,000	中学校体育館空調設置事業 173,000

3 歳 出

1 0 款 教育費

2 項 小学校費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	1,385,590	56,600	1,442,190	20,709 国	25,000	5,423 繰入	5,468
				20,709		5,423	
計	1,881,048	56,600	1,937,648	20,709	25,000	5,423	5,468

1 0 款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	221,176	335,200	556,376	131,371 国	173,000	30,829 繰入	
				131,371		30,829	
計	408,509	335,200	743,709	131,371	173,000	30,829	

10款 教育費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
14. 工事請負費	56,600		小学校管理事業 6,600 学校施設維持管理工事 6,600 小学校整備推進事業 50,000 体育館空調設置工事 50,000

14. 工事請負費	335,200		中学校整備推進事業 335,200 体育館空調設置工事 335,200

地方債の令和４年度末及び令和５年度末における現在高
並びに令和６年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和４年度末 現在高	令和５年度末 現在高	令和６年度中増減見込み		令和６年度末 現在高見込額
			令和６年度中 起債見込額	令和６年度中 元金償還見込額	
１．普通債	5,644,953	5,494,701	1,614,900	735,697	6,373,904
(1)総務		35,000	346,000	2,333	378,667
(2)民生	473,617	396,876		77,846	319,030
(3)土木	658,816	781,330	1,093,900	79,496	1,795,734
(4)消防	51,000	45,900		5,100	40,800
(5)教育	4,461,520	4,235,595	175,000	570,922	3,839,673
２．その他	1,268,080	1,073,195		182,432	890,763
(1)住民税等減税補てん債	98,402	56,956		28,793	28,163
(2)臨時財政対策債	1,169,678	1,016,239		153,639	862,600
合 計	6,913,033	6,567,896	1,614,900	918,129	7,264,667

議案第 35 号

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 18 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和7年度（第1号）

日進市一般会計補正予算書

令和7年度日進市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度日進市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ391,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,613,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月18日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,839,535	△92,189	5,747,346
	4. 国庫交付金	563,333	△92,189	471,144
19. 繰入金		2,144,217	△101,611	2,042,606
	2. 基金繰入金	2,114,205	△101,611	2,012,594
22. 市債		885,000	△198,000	687,000
	1. 市債	885,000	△198,000	687,000
歳入合計		34,005,000	△391,800	33,613,200

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 教育費		4,709,947	△391,800	4,318,147
	2. 小学校費	1,206,947	△56,600	1,150,347
	3. 中学校費	808,787	△335,200	473,587
歳 出 合 計		34,005,000	△391,800	33,613,200

第2表 地方債補正

廃止

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校体育館空調設置事業	25,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
中学校体育館空調設置事業	173,000			
計	198,000			

令和7年度（第1号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,695,334		16,695,334
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	160,000		160,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	150,000		150,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,100,000		2,100,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	130,001		130,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	275,319		275,319
14. 使用料及び手数料	338,880		338,880
15. 国庫支出金	5,839,535	△92,189	5,747,346
16. 県支出金	2,626,501		2,626,501
17. 財産収入	14,460		14,460
18. 寄附金	758,802		758,802

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	2, 144, 217	△101, 611	2, 042, 606
20. 繰越金	300, 000		300, 000
21. 諸収入	1, 047, 551		1, 047, 551
22. 市債	885, 000	△198, 000	687, 000
歳 入 合 計	34, 005, 000	△391, 800	33, 613, 200

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	284,836		284,836
2. 総務費	4,385,355		4,385,355
3. 民生費	16,052,760		16,052,760
4. 衛生費	2,877,342		2,877,342
5. 労働費	3,311		3,311
6. 農林水産業費	157,433		157,433
7. 商工費	854,082		854,082
8. 土木費	2,446,600		2,446,600
9. 消防費	1,102,873		1,102,873
10. 教育費	4,709,947	△391,800	4,318,147
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,076,531		1,076,531
13. 諸支出金	3,924		3,924
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	34,005,000	△391,800	33,613,200

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△92,189	△198,000	△96,896	△4,715
△92,189	△198,000	△96,896	△4,715

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
4. 教育費国庫交付金	148, 793	△92, 189	56, 604
計	563, 333	△92, 189	471, 144

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

2. 公共施設整備基金繰入金	415, 255	△4, 715	410, 540
7. ふるさと応援基金繰入金	401, 267	△96, 896	304, 371
計	2, 114, 205	△101, 611	2, 012, 594

2 2 款 市債

1 項 市債

3. 教育債	359, 000	△198, 000	161, 000
計	885, 000	△198, 000	687, 000

1 5 款 国庫支出金
1 9 款 繰入金
2 2 款 市債

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 小学校費交付金	△14,671	学校施設環境改善交付金 △14,671
2. 中学校費交付金	△77,518	学校施設環境改善交付金 △77,518

1. 公共施設整備基金繰入金	△4,715	公共施設整備基金繰入金 △4,715
1. ふるさと応援基金繰入金	△96,896	ふるさと応援基金繰入金 △96,896

1. 小学校債	△25,000	小学校体育館空調設置事業 △25,000
2. 中学校債	△173,000	中学校体育館空調設置事業 △173,000

3 歳 出

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	728,255	△56,600	671,655	△14,671 国 △ 14,671	△25,000	△12,214 繰入 △ 12,214	△4,715
計	1,206,947	△56,600	1,150,347	△14,671	△25,000	△12,214	△4,715

10 款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	578,553	△335,200	243,353	△77,518 国 △ 77,518	△173,000	△84,682 繰入 △ 84,682	
計	808,787	△335,200	473,587	△77,518	△173,000	△84,682	

10款 教育費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
14. 工事請負費	△56,600		小学校管理事業 △6,600 学校施設維持管理工事 △6,600 小学校適正化事業 △50,000 体育館空調設置工事 △50,000

14. 工事請負費	△335,200		中学校適正化事業 △335,200 体育館空調設置工事 △335,200

地方債の令和５年度末における現在高並びに令和６年度末及び
令和７年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和５年度末 現在高	令和６年度末 現在高見込額	令和７年度中増減見込み		令和７年度末 現在高見込額
			令和７年度中 起債見込額	令和７年度中 元金償還見込額	
１．普通債	5,494,701	6,373,904	1,849,100	816,875	7,406,129
(1)総務	35,000	378,667	377,000	27,600	728,067
(2)民生	396,876	319,030		78,968	240,062
(3)土木	781,330	1,795,734	326,100	142,381	1,979,453
(4)消防	45,900	40,800		5,100	35,700
(5)教育	4,235,595	3,839,673	1,146,000	562,826	4,422,847
２．その他	1,073,195	890,763		172,355	718,408
(1)住民税等減税補てん債	56,956	28,163		18,818	9,345
(2)臨時財政対策債	1,016,239	862,600		153,537	709,063
合 計	6,567,896	7,264,667	1,849,100	989,230	8,124,537